

※貸与希望者用

奈良県看護師等修学資金について

○目的および貸与対象者

県内の看護師等の充足を図るため、民間立の看護師学校等に在学する者で、将来、奈良県内の医療施設に就職しようとする者を対象とし、修学資金を貸与するものです。

○貸与額(当年度予算の範囲内で、選考のうえ貸与者を決定いたします)

- ・保健師・助産師・看護師 … 月額 36,000円
- ・准看護師 … 月額 21,000円

○返還免除要件

- ① 著しい成績不良や退学処分とならず、また、心身を故障することなく卒業すること。
- ② 卒業年次の資格試験に一度で合格し、卒業後は免除対象施設に就職すること。
- ③ 下表のとおり、指定の医療施設にて一定期間勤務すること。

項目	免除の要件	
返還免除 対象施設	医療施設等	
	特定施設	特定病院
	・許可病床数 200 床未満の病院 ・精神病床数 80%以上を占める病院 ・診療所 ・介護老人保健施設 ・ほか、規則第 2 条で定める施設	許可病床数 200 床以上の病院
免除に必要な 業務従事期間	貸与を受けた期間+2年間	貸与を受けた期間+4年間

※上記の医療施設等は奈良県内に所在することが要件です。

※災害、疾病、育児休業、その他やむを得ない事由により業務に従事することができなかった期間は、業務従事期間には算入しません。

※特定病院での勤務歴がある場合、免除に必要な業務従事期間は貸与を受けた期間+4年です。

○貸与事務手続きスケジュール(予定)

- ✓ 4月～5月:貸与希望者調書等を作成し、学校養成所に提出(県外生は県担当課に直送)。
 - ✓ 6月～7月:(貸与内定者のみ)申請書一式を作成し、学校養成所に提出。
 - ✓ 7月～8月:(貸与決定後)請求書一式を作成し、学校養成所に提出。
 - ✓ 9月 :上半期分(4～9月分)を貸与。
 - ✓ 10月 :請求書一式を作成し、学校養成所に提出。⇒ 第3四半期分(10月～12月分)を貸与。
 - ✓ 1月 :請求書一式を作成し、学校養成所に提出。⇒ 第4四半期分(1月～3月分)を貸与。
- ※ 貸与時期については、対象者の書類がまとまり次第、支出します。

○注意事項

修学資金の制度趣旨や以下の手続等について、ご確認の上、申請ください。

各種届出書類は、学校養成所への提出期日を厳守し、遅滞なく提出してください。

項目	対応事項
申請時の 手続き	貸与内定後、貸与申請時には次の書類をご提出いただきます。 <提出書類> ・第1号様式(貸与申請書)+戸籍謄本または戸籍抄本 ・第2号様式(連帯保証人直筆の保証書)+連帯保証人の印鑑証明書 ・口座振替相手方登録票+本人名義の預金口座の通帳のコピー(口座番号の記載されたページのみ)
貸与中の 手続き	・転居による住所変更や結婚による改姓等、登録事項に変更が生じた際には、速やかに変更届を提出してください。 ・貸付金の振込口座は、原則変更できないことをふまえて、登録してください。
卒業後の 手続き	卒業後は以下の届けを必ず提出してください。 ・資格試験に合格し、免許を取得したとき →免許取得届+免許のコピー ・県内の医療施設等に就職したとき →履行猶予申請書+在職証明書 ・返還免除要件を満たすまで(年1回) →看護師等業務就業状況届+在職証明書 ・転職・再就職したとき(随時) →前勤務先の退職証明書 ・返還免除要件を満たすまでに氏名・住所等に変更があったとき →変更届+所定の書類
貸付金返還に ついて	以下に該当する場合には、返還対象となります。分割返還明細書をご提出ください。 ① 貸与を打ち切られたとき(退学など) ② 資格試験不合格のとき ③ 免許取得後、県内の医療施設等において看護師等の業務に従事しなかったとき(県外就業など) ④ 返還免除要件を満たす前に、県内の医療施設等において看護師等の業務に従事しなくなったとき(返還免除となる業務従事期間を満たさない場合など)
免除手続に ついて	返還免除要件を満たした際は、必ず返還免除申請書を提出してください。 (免除申請手続を行っていない場合、返還債務は残り続けます)